

## お知らせ News 市民プールがオープン

☎本庁舎生涯学習スポーツ課 内2504

- 期間 7月21日(水)～8月19日(木)
- ※雨天および水温が高くなった際には、休業とする事があります。また、利用の際には水泳帽子を必ず着用してください。
- ※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、開放時間などを変更する場合があります。
- ※表郷小学校プールは月曜日が休業です。

### 《オープンするプール》

- ▷市総合運動公園市民プール
- ▷表郷小学校プール
- ▷大信総合運動公園市民プール
- ▷東風の台運動公園ふれあいプール
- ※各市民プールの詳しい利用時間や利用料金については、後日市ホームページでお知らせします。



## お知らせ News マイナンバーカード 時間外窓口を開設

☎本庁舎市民課 内2180

7月15日(木)から、マイナンバーカードの時間外受け取り窓口を開設します。電話による完全予約制です。ぜひご利用ください。

- 開設会場・日時
- ▷本庁舎市民課
  - 第1・2・3木曜日/午後5時30分～7時30分
  - 第2・4日曜日/午前9時～正午
- ▷各庁舎地域振興課
  - 第1・3木曜日/午後5時30分～7時30分
- 予約電話番号
- ▷本庁舎市民課 内2180 ▷各庁舎地域振興課 表郷☎②2114 大信☎④3974 東☎③2116
- ※平日の窓口は、予約不要です。
- ※月曜日は窓口が混み合います。急ぎでない場合、ほかの曜日がおすすです。

## お知らせ News 後期高齢者医療制度から お知らせです

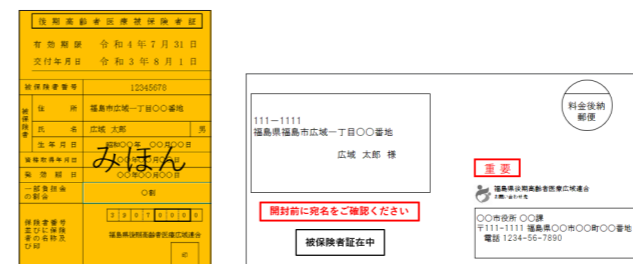
☎本庁舎国保年金課 内2164

### 被保険者証などの更新時期です

#### 《新しい被保険者証（オレンジ色）を送付します》

75歳以上および一定の障がいがある65歳以上74歳以下の方がお持ちの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は、7月31日(土)です。

8月1日(日)から使用する被保険者証（オレンジ色）は7月下旬に送付しますので、8月からは新しい被保険者証を医療機関の窓口にご提示してください。



- ▲新しい被保険者証（オレンジ色）
- ▲この白い封筒に入れて送付しますので、ご確認ください

#### 《限度額適用・標準負担額減額認定証の交付》

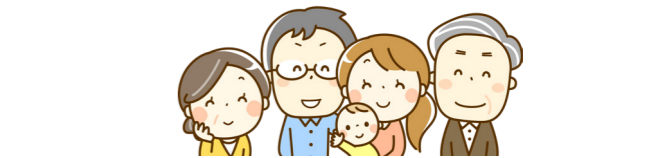
住民税非課税世帯の方が入院時の食事代の減額および限度額以上の診療を受けるとき、同じ医療機関に支払う金額の上限が自己負担限度額までとなる認定証の有効期限は、7月31日(土)です。

すでにお持ちで8月以降も該当となる方には、7月下旬に新しい認定証を郵送します。なお、住民税課税世帯の方は、認定証の交付対象にはなりません。

#### 《限度額適用認定証の交付》

医療機関での負担割合が3割（住民税の課税所得が145万円以上の方）に該当する方、または同一世帯に該当する被保険者がいる方が、同じ医療機関の窓口で支払う金額の上限が自己負担限度額までとなる認定証の有効期限は、7月31日(土)です。

すでにお持ちで8月以降も該当となる方には、7月下旬に新しい認定証を郵送します。なお、住民税の課税所得が690万円以上の方および同一世帯に該当する被保険者がいる方は、認定証の交付対象になりません。



### 保険料の決まり方

保険料は被保険者一人一人が平等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

令和3年度の保険料率は次のとおりです。なお、保険料の決定通知書は8月中旬に送付します。

均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
43,300円		所得※×8.23%		(年間限度額 64万円)

※この所得は、令和2年中の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いたものです。

### 保険料の軽減措置

#### 《均等割額の軽減》

1年間の所得が基準額以下の世帯は、均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額※ (赤字は年金・給与所得者が2人以上の際に計算)
7割	[43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)] 以下の場合
5割	[43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)] 以下の場合
2割	[43万円+52万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)] 以下の場合

※この所得は、令和2年中の総所得金額等の合計です。(65歳以上の方の公的年金所得は、さらに15万円減額した金額が軽減判定の所得です)。

#### 《被用者保険の被扶養者であった方の軽減》

後期高齢者医療制度に加入する直前まで、被用者保険（健康保険組合・協会けんぽ・共済組合など）の被扶養者であった方は、後期高齢者医療被保険者の資格取得後2年間は、均等割額が5割軽減されます（所得割額はかかりません）。

## お知らせ News 国民年金保険料免除制度

☎本庁舎国保年金課 内2164

経済的な理由や失業により、国民年金保険料（月額16,610円）を納めることが困難な場合、保険料納付が免除・猶予される制度があります。

申請期間は毎年7月から翌年6月までで、本人・配偶者および世帯主の前年度所得審査があります。申請を忘れていた場合でも、過去2年1か月前分までさかのぼって申請できます。

免除・猶予の申請をせずに保険料を未納のままにしておくと、万一の時に障害年金や遺族年金を受け取れなくなる場合がありますので、ご注意ください。なお、学生の方は「学生納付特例制度」をご利用ください。

- 申請に必要なもの
  - 基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの・本人確認書類
  - ※失業特例による申請には、雇用保険被保険者離職票などが必要です。

## お知らせ News 生活困窮による 介護保険料減免制度

☎本庁舎高齢福祉課 内2158

65歳以上の方で、生活困窮により介護保険料の納付が困難な場合は、保険料が軽減される制度があります。減免を受けるには申請が必要です。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

- 対象 収入要件および次のすべてに該当する方
  - ①世帯に市民税が課税されている方がいない
  - ②市民税が課税されている方に扶養されていない
  - ③市民税が課税されている方と生計をともにしていない
  - ④資産・預貯金などを活用しても生活が困窮している状態と認められる
- 内容 収入要件によって、第1段階の保険料相当額、第1段階の2分の1の保険料相当額に減額します。
- 申請期間 7月15日(木)～30日(金)

